

飲料水水質分析

毎日の生活にかかせない飲料水の安全のため、飲料水の水質検査に加え、プール水や浴槽水の水質検査を行います。

建築物飲料水（ビル飲料水）

百貨店、図書館、博物館、店舗、事務所、学校等の不特定多数の人が使用するビルで、床面積3000平方メートル以上の特定建築物は、建築物衛生法に基づき定期的に水質検査を行う必要があります。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律「建築物衛生法」）



一般飲用井戸等

井戸水は、有害物質等により汚染されることがあります。安心してきれいな水を飲むために、定期的に水質検査を受けられることをお勧めします。



プール水水質検査

フィットネスクラブ、スイミングスクール、遊園地などのプール施設などの遊泳用および学校施設の水泳プールの水質検査を行っています。



浴槽水の水質検査

公衆浴場の浴槽水等検査は、施設の実態に応じて検査項目と検査回数が、県の条例により義務付けられています。

検査がお済みでない施設は、早めに対応をお願いします。

詳しくは管轄の保健所にご相談ください。



当社は計量法第 107 条で定められた計量証明事業者です。

- 計量証明事業登録(濃度)千葉県第 576 号
- 計量証明事業登録(濃度)山口県第 40 号
- 建築物飲料水水質検査業登録 山口県 13 水第 2 の 3 の 1 号